

回 覧 栃 教 協

県人事委員会勧告

令和4年10月20日

3年ぶりに引上げ勧告 月例給・特別給とも

栃木県人事委員会は、10月19日（水）、県議会及び県知事に対して、職員の給与等に関する報告及び勧告を行った。勧告は、企業規模50人以上かつ事業所規模50人以上の県内860民間事業所から178事業所を無作為に抽出し、そのうち143事業所（完了率81.3%）、約6,000人の個人別給与等を調査した結果をもとに行われた。

【人事委員会勧告のポイント】

- 3年ぶりに月例給、特別給（ボーナス）ともに引上げ
 - 1 月例給については、民間給与との較差（0.23%）を埋めるため、初任給及び若年層の給料月額を引上げ
 - 2 特別給については、民間の支給割合に見合うよう引上げ（0.10月分）
支給月数 4.30月⇒4.40月 民間の支給割合＝4.42月
勤務実績に応じた給与の推進のため勤勉手当に配分
今年度は12月の勤勉手当が1.05月（現行0.95月）

《改定の実施時期》・・・令和4年4月1日から実施

公務運営に関する課題として、

- ・多様で有為な人材確保への取組
 - ・総実勤務時間の短縮
 - ・仕事と生活の両立支援
 - ・メンタルヘルス対策
 - ・定年の引上げ
- などが挙げられた。

今後も栃教協は、実効性のある働き方改革が進められるとともに、人材が確実に確保されるよう求めていく。また、学校現場の実情に合った定年延長となるよう、現在の再任用制度との関連を図りながら、継続して検討・要望していく。



ご意見・ご要望は

栃木県教職員協議会へ